

所外者設備利用規定

(公財) 東洋食品研究所

(趣旨)

第1条 本規定は、社会の発展や国民の利益につながる食品に関連した研究開発および諸問題の解決に貢献することを目的に東洋食品研究所（以下「当法人」という。）が別紙に示す保有設備の所外者利用を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 設備の利用目的は以下の通りとする。

- (1) 研究結果の公開が前提の基礎または開発研究。
- (2) 公的研究機関及び地方公共団体が実施する研究であって、研究成果の公開が前提でない受託研究、共同研究および連携研究。
- (3) 研究成果の公開が前提でない市場で発生した食品関連事故案件。
- (4) 研究成果の公開が前提でない企業の開発案件。

2 第2条1項の目的であっても、以下に該当する場合は設備を利用することが出来ない。

- (1) 設備利用が直接的に反社会的勢力への利益を与えるとき。
- (2) 設備の利用目的等が公の秩序又は善良の風俗に反する恐れがあるとき。
- (3) 利用設備をき損し、又は著しく汚損する恐れのあるとき。
- (4) 当法人の施設および設備の管理上支障があると認められたとき。
- (5) 本規定の趣旨に反すると認められたとき。
- (6) 申込書に記載した目的以外の利用が認められたとき。

(利用資格)

第3条 設備を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 使用する設備について受け入れ担当者から操作方法等の説明を受け、単独または補助が付いた状態で設備の操作が可能なる者。
- (2) 使用する設備について単独で操作が可能と受け入れ担当者が認めた者。

2 利用者および利用者が所属する機関が反社会的勢力に所属している、もしくは関係している者は利用することができない。

(利用可能日および時間)

第4条 利用可能日は、当法人の就業日とする。

2 利用時間は原則として9時～16時30分とする。ただし、受け入れ担当者が特に必要と認めた場合は、開始時間及び終了時間を変更することができる。

(利用の条件)

第5条 設備利用者は、所定の「設備利用申込書（別紙様式）」を提出し、当法人の承認を得なければならない。

- 2 設備の利用にあたって、原材料や当法人が保有していない試薬、備品等は利用者の負担で持参する。
- 3 光熱費や当法人保有の汎用試薬等は当法人が負担するが、当法人が保有する特定の試薬、備品等を利用者が使用する場合については、使用量に応じて実費精算により利用者が費用を負担する。
- 4 設備の利用にあたっては、当法人が定める規定類に従わなければならない。

- 5 利用者の管理するデータ、ファイルなどの、バックアップ作業、消去作業は、利用者の責任においておこなうものとする。

(利用の中止)

第6条 以下の項目に該当する場合、所長は利用者への許可を取り消すことができる。

- (1)本規定または機器の使用に関連する当法人規程類に違反したとき。
- (2)利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又は恐れのあるとき。
- (3)利用許可の条件に違反したとき。
- (4)詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (5)その他当法人の管理上支障のある行為をし、又はその恐れのあるとき。

(免責事項)

第7条 火災、停電、盗難、自然災害、その他事故により、利用者およびその関係者に被害または損害が生じた場合、当法人は、その責任を負わない。

- 2 設備の故障、部品、試薬等の不足やその他の不測の事態により利用者に損害が生じた場合、当法人は、その責任を負わない。
- 3 利用者のデータ、ファイルなどの破壊、消失、流出について当法人は、一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第8条 当法人は、当法人が権利を有するデータ、ファイルを利用者が消去・改ざん・破損・流出した場合は、故意、過失にかかわらず、その被害額を利用者およびその所属機関に請求することができる。

- 2 当法人は、利用者が故意又は過失により利用設備等を滅失又はき損した場合は、利用者およびその所属機関に滅失又はき損した当該機器の補てん又は修理にかかる被害額を請求することができる。

(秘密の保持等)

第9条 当法人および利用者は、設備利用の際に知り得た秘密情報等を、両者の同意なしに公開してはならない。

- 2 研究成果の非公開が前提の案件でも部分的に公開が可能である場合は、公益性確保のため利用者の同意を得た上で、当法人は公開することができる。

(データの帰属)

第10条 測定等によって得られたデータは設備使用者に原則帰属する。

- 2 分析条件、製造条件等の設備の操作設定に関する情報は当法人に帰属する。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な手順等は、別に定める。

- 2 この規定は、研究部長が起案し、代表理事が改廃を行う。

制定、改訂記録

制定 2020年2月26日